

# 全国地域人権運動総連合 第9回全国大会

2021年9月30日  
書面議決

## 大会スローガン

- 全国水平社創立100周年を節目に —
- ・「地域人権憲章」の学習と実践を
  - ・同和行政・同和教育の廃止へ全力をあげよう
  - ・憲法改悪をやめさせ、平和と民主主義を守ろう
  - ・人権が大切にされる地域へ、要求実現の前進を

## 全国大会決定方針

全国地域人権運動総連合は、コロナ感染拡大防止の観点から、一年延期していた第9回全国大会（隔年開催）を、書面議決方式で、幹事会をもつて開催することとし、9月30日を期日に行いました。

大会に代わる幹事会は、代表委員（4名）、事務局長（1名）、事務局次長（3名）、常任幹事（4名）、幹事（41名）、監査（2名）で構成し、委任も含む2分の1以上の書面表決書の提出によって成立します。

議決は書面表決書の過半数の賛成をもって可決します。

書面表決書の判定は、大会事務局（新井直樹事務局長が統括、神沢和明幹事、群馬県連選出の坂井勇幹事、三枝茂夫監査、佐々木保好監査）が厳正な管理の下おこないました。

その結果、会議及び議案採決の賛成成立（第3議案予算案反対1名、第4議案人事案保留2名）を確認し、新たな役員体制を選出しました。また「自公政権を退場させ、憲法を暮らしに活かす政治を」との「特別決議」も採択しました。

全国人権連第9回全国大会選出役員名簿（9月30日時点）

常任幹事会17名

役職名	氏名
代表委員	丹波正史（愛知）
代表委員	中島純男（岡山）
代表委員	橋本忠巴（和歌山）
代表委員	吉村駿一（本部）
代表委員	川口 學（福岡・新）
代表委員	有馬理恵（本部・新）
事務局長	新井直樹（茨城）
事務局次長	植山光朗（福岡）
事務局次長	丹波史紀（本部）
事務局次長	吉岡 昇（岡山）
事務局次長	清水信江（鳥根・新）
常任幹事	加藤哲生（愛知）
常任幹事	川口伊智子（福岡）
常任幹事	前田 武（兵庫）
常任幹事	内海ハル子（埼玉）
常任幹事	平井雅希（愛知・新）
常任幹事	西浜典泰（三重・新）

幹事定数42名 監査2名

幹事	氏名
茨城①	間中 広
茨城②	永井和典
栃木①	星野光作
群馬①	山口 覚（新）
群馬②	坂井 勇
埼玉①	川崎栄蔵
東京①	片倉 洋
神奈川①	長嶋 茂
長野①	佐々木久子
愛知①	横江英樹（新）
愛知②	南朋 也（新）
愛知③	丹波麗子
三重①	橋本 進
三重②	保留
京都①	
大阪①	
大阪②	
兵庫①	前田泰義
兵庫②	西本嘉宏（新）
和歌山①	鈴木幸夫
和歌山②	橋本 成
岡山①	村上雅彦

幹事	氏名
岡山②	田中金一
広島①	
鳥取①	
鳥根①	片寄直行（新）
山口①	澄田幸雄
山口②	末長 正
愛媛①	
香川①	
徳島①	
高知①	
福岡①	武藤哲志（新）
熊本①	菅井幸夫
大分①	用松律夫
本部推薦	長田弘行（兵庫）
本部推薦	中島正智（岡山・新）
本部推薦	北原きよ子
本部推薦	大原光夫
本部推薦	赤松英知
本部推薦	丹波琢磨
本部推薦	神沢和明
監査	佐々木保好
監査	三枝茂夫

# 2021～2022年度運動方針

## I 第9回大会にあたって

### 1. 新型コロナウイルスをめぐる情勢

新型コロナウイルスの爆発的感染拡大のさなか、猛暑の東京などで2020オリンピック、パラリンピックが強行されました。緊急事態宣言下での五輪が感染抑止に完全に逆行し、国民の命の危機を加速させたことは疑う余地がありません。感染リスクを高めるとの専門家の警告や「五輪よりも命」と中止を求める世論に背を向け、開催に突き進んだ菅義偉（すが よしひで）政権、東京都、国際オリンピック委員会（IOC）などの責任は極めて重大です。

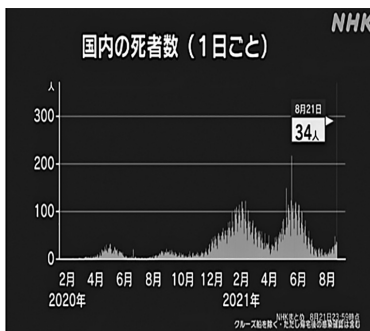
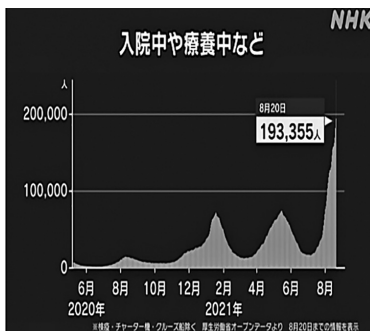
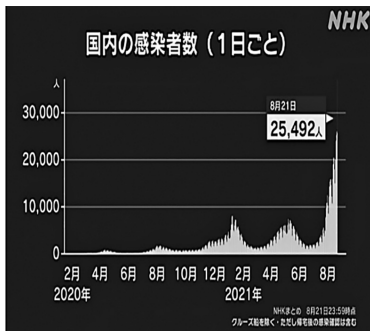
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2019年12月以降、中国を中心に発生し、短時間で全世界に広がりました。2021年8月20日時点で全世界での感染者数は約2億1000万人にのぼり、死者は約440万人となっています。日本国内でも、8月20日時点で確認された感染者は全国で約125万人

にのぼり、およそ1万5580人が命を落としています。

医療機関の逼迫の影響で自宅療養中に容体が急変し、命を失う人も多数出てしまいました。変異したデルタ株の急速な広がりに対処できず、ワクチン接種の遅れも打開できていません。

とりわけ自公政権が整理縮小を進めてきた医療体制は非常時状態に陥り、自宅療養方針を国民世論に押されて撤回するも、10万人に迫る事態へと急激に悪化し

ています。昨年9月に誕生した菅政権は、緊急事態宣言を4回も発令しながら、中小業者の「命綱」だった持続化給付金と家賃支援給付金をたった1回のみ。医療機関への減収補填（ほてん）も拒否し続けています。個々人の努力ではどうにもならない感染症対策にまで「自己責任」論をもちこむなど、国民の信頼もなく、NHKの8月10日付け世論調査によると、菅内閣を「支持する」と答えた人は、先月より4ポイント下がって29%で、内閣発足以降最低を更新しました。一方、「支持しない」と答えた人は、6ポイント上がって52%で、発足以降、もつとも高くなるなど、菅政権は末期的状況にあります。



## 2. 大会をめぐる

2018年6月に別府で開催した第8回大会では、2016年12月16日に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」（「部落差別解消法」）の条例などでの実効化を阻止し、同和行政の終結の取り組みが成果を上げていることを確認し、①「地域人権憲章」の学習・実践、②地域社会の貧困問題に焦点をあてた要求実現運動、③人権連組織を大きくし運動と組織を支える財政の確立、を重点と定めた方針を採択し運動を進めてきました。

そして、憲法改悪の攻撃とのたたかい、原発事故や大規模災害を契機とした復興支援の取り組み、安心・安全な地域社会に向けた住民連帯の運動を前進させるとともに、言論表現の自由擁護、真の人権侵害救済の追求、地域共同の取り組みや事業活動でも前進をはかってきました。

しかしながら新型コロナウイルスの影響で、対面活動や諸会議、研究会等々の開催は中止・延期を余儀なくされました。本大会も1年の延期、書面議決による開催となりました。

## 3. 全水100周年を契機に 新たな運動の前進を

2022年3月3日、全国水平社創立100周年を迎えます。

部落問題は1880年代半ば、明治20年前後の明治憲法体制の確立期にその一環として成立しました。その内実は、第一には天皇を頂点とする半封建的な社会の仕組みに支えられ、習俗化された部落にたいする差別が社会的に克服されず、触穢観念・卑賤観念とも深くかかわって、社会的にきびしく存在。第二には「賤称廃止令」と関わって、弊牛馬処理権・皮革業・警備・行刑などの権益の喪失と、そこから派生したこれまでに以上の窮乏・貧困状況の苦境。第三には天皇制権力による地域支配体制のもとで、本村と枝村の上下関係が払拭できず、度重なる紛争を惹起させた（雑誌「地域と人権」444号所有 丹波正史論文）ことです。

明治が終焉し大正期に入ると政治社会文化各方面で「大正デモクラシー」運動が花開き、部落問題解決の取り組みも、「人の世に熟あれ、人間に光あれ」と全国水平社が結成され、自主解放の旗を掲

げました。1931年の全水第10回大会方針素案には、社会的処遇、部落差別を受けていた4つの分野（社会・経済・政治・教育）の具体的「地位」差別の状況が列挙され、全水第11回大会では生活改善・差別撤廃闘争を通じ労働提携をめざす「部落委員会」方針を決定します。その後、戦時体制が厳しく敷かれ、全水は翼賛体制に取り込まれることを潔しとせず、結社届けを出すことを拒み1942年1月20日に団体としては自然消滅を選択しました。

戦後は、全水の教訓に学び、憲法を暮らしに生かす立場を堅持し、暴力利権の排除で、「国民融合」の前進をめざす運動が力強く前進し、社会問題としての部落問題は基本的に解決に至る状況を国民とともに作り上げてきました。

こうした人権問題、差別問題解決の教訓を、新たな「地域人権運動」の前進に生かすことが、全水100周年にあたって学ぶことではないでしょうか。中央実行委や各地の取り組みを支援してゆきます。

## 4. 大会の任務

(1) 前大会からの活動を総括し、20

2022年3月3日の全国水平社創立100周年を契機とした新たな地域人権運動前進を勝ち取るための諸方針を決定しま

す。  
(2) 決定した方針の実践を進める中央役員等を選出します。

## Ⅱ 前大会以降の取り組みと課題

### 1. 地域人権課題に継続して取り組む

各県組織では、規約にもとづき大会・総会を開催し、「地域人権憲章」具体化と係わり生活相談活動を柱にした地域づくり、人権確立など各地の実状をふまえた方針をたてて運動を展開しました。コロナ感染拡大の制約のなか、工夫した取り組みが行われました。

の開催では、人権を冠した集会で人権そのものの理解を深め、貧困問題や地域づくり、介護・福祉、えせ同和の問題、人権を映画で観る会も継続して行われています。

山口や岡山の就職連絡会は毎年総会と学習会を開催し、労働局、商工会議所への雇用政策の充実の要請も行い、新規採用増、就職差別の根絶、青少年の就職保障、障害者雇用、自衛隊への個人情報提供問題なども取り上げています。

東京及び姫路で開催した全国研究集会では、集会の賛同者を広め参加者を増やす取り組みも行われました。「部落差別解消法」を根拠にした「条例」で市民分断、部落問題の特別化を許さない各地の活動も報告交流を進めました。

住民要求実現の行政交渉や申し入れでは、安心・安全な地域づくり、雇用対策、障害者の65歳介護保険移行や法定雇用率確保の問題などにも取り組んでいきます。

学習会や研究集会、懇談会、講座など

本部では、ジェンダー(社会的性差)

平等実現、自治や教育を守る協力・共同、さらに「部落問題と人権セミナー」では「青年をめぐる労働問題」やインターネットの抱える問題などを学習してきました。

### 2. 同和行政終結の取り組み

#### (1) 政府交渉の実施

国の段階での、国連が提起する人権擁護機関設置の検討、個人通報制度の批准、児童生徒支援加配教員の適正配置と勤務の適正化、隣保館へのエレベーター設置予算の獲得、「同和関係者」を就職困難者として雇用保険の上乗せ給付に関わり隣保館が関与している問題、加配保育士の偏向配置、高度化事業の返済に関わる膨大な焦げ付きや一方的債務解消の問題、住宅新築資金返済問題、部落問題解決の到達点を無視した教科書記述の問題など、政府交渉を通じて是正に取り組んできました。

コロナ禍のもと文書要請による意見交換も進めました。

#### (2) 地方自治体の動き

地方自治体は、その地域の運動団体の力関係に大きく影響され、人権(同和)行政・人権(同和)教育のあり方でも異



なった状況になっています。依然として行政の主体性を確立しえないまま、「解同」に迎合して旧同和地区を対象とする事業の継続実施に固執している自治体が少なからず存在しています。

大分をはじめ、これまでの私たちの運動や国民世論を背景にして、自治体の中に一定の変化が生まれています。

「人権指針」の改訂や「計画」の策定・見直しで、市民の立場から権利の拡充につながる有り様を学習・申し入れを行う、また憲法軽視の人権規定や同和問題の現状を無視した結婚や就職、「土地差別」の強調、内心に踏み込む啓発の強制などの是正に取り組んでいます。

さらに行政施策の評価ではなく、内心に介入し暴露につながりかねない「人権意識調査」に係わり、不要な同和項目が、あらたな差別を拡げていると指摘し、同和項目を縮小させる見直しも提起しています。

### (3) 「部落差別解消法」 附帯決議の具 体化を求める

参議院附帯決議（2016年12月8日）では、かつての「意見具申」が指摘した「部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずる

ことも併せて、総合的に施策を実施する」ことや「教育及び啓発は、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮する」ことを提起しています。また「調査」については、主体は国が行う場合と規定し、いずれの施策も「新たな差別を生むこと」

## Ⅲ 「地域人権運動」に確信と展望を

### 1. 2004年全国人権連に

#### 「発展的転換」を図った立場

全国人権連という新たな地域住民運動の創設は、①社会問題としての部落問題の基本的な解決を勝ち取った到達点を反映、②部落解放運動の教訓と実績、力量を継承、③地域社会が生み出す住民独自の課題と要求を基盤、④自民党政治の矛盾が集中している地域社会でこれを主体的に打ち破る運動、⑤地域社会で人権と民主主義、住民自治を実現していく恒常的な組織体、と位置づけたものです。

もともと部落問題は、封建的身分そのものではなく「封建的身分の残滓ざんし、のこりもの」です。部落問題は民主主義の前進をはかる国民の不断の努力を背景に、特別対策や高度経済成長とこれに起因す

のないようにと、戒めています。

こうした観点を自治体への要求項目にあげ、具体化を求めます。

「法の具体化、活用」を要求する「解同」等の動向も注視ながら、「部落差別解消」条例の成立阻止を進め、一方「差別禁止」に係わる議論も深めます。

る社会構造の変化もあって、解決に向かつて大きく前進しました。そして、部落問題はその後のが国の企業社会・管理社会化、更にはバブル経済の崩壊による国民一般の犠牲が強化されるなかにおいても、時代とともに不可逆的に解決が進んできたものです。その結果、国民の多くが日常生活で部落問題に直面することはほとんどなくなり、新たに部落問題に関心を寄せる若い世代も急速に減少することになりましたが、この事実こそ直視すべきであり、部落問題解決の著しい前進と評価できます。一部に交際や結婚をめぐって問題がみられることもありすが、是認する状況ではなく、基本的には社会問題としての部落問題は解決したといえる状態に到達したとして、全国地域人権運動総連合を立ち上げ、運動を進め

てきたものです。

## 2. 地域人権運動の課題と羅針盤 「地域人権憲章」の位置づけ

資本の利潤追求を放任する「新自由主義」路線と、消費税増税、貧困と格差を生み出す「構造改革」「規制緩和」路線が、政治、経済、社会のそれぞれのしくみに大きな変化と国民生活に多大な困難をつくりだしています。

地域社会に反映したこれらの問題では、高齢者のひとり暮らし、夫婦のみ世帯の急増と急速な超高齢社会、少子化、家族力の低下、未婚化・晩婚化など、人口や世帯構成の激変として現れ、学歴や教育及び地域間格差、過疎地問題、高齢者のみならず若年層の貧困問題などが深刻な事態にあります。

この間の新型コロナウイルスの感染拡大は、ひとり暮らし自宅死の増加、シングル子育て世帯の生活を直撃しています。

人口集中地域と著しく減少する地域との格差も甚だしくなり、地域社会の存続が困難に見舞われるところが過半になり、学校を初め公的施設の統廃合、一部地域への集中による住民との矛盾が拡大しています。

「地域人権憲章」は、地域社会の課題を明らかにし、地域人権確立の方向について、自由権、幸福に生きる権利、住民自治権の三つの権利が実現できる地域社会と定式化しています。地域社会が安心・安全で希望が持てる新しい時代を切り拓くために、多くの住民と力をあわせること、「地域人権憲章」を掲げ、多くの住民や運動組織と共同の地域づくりへ大きく踏み出すことを高らかに「宣言」しました。

さらに、戦後民主主義運動の継承・発展、あらたな憲法闘争の前進、人権拡充の国民的連帯運動を拡げてゆく課題を遂行しつつ、「地域人権憲章」を地域住民共通の地域課題解決の目標にすべく、旺盛な学習と各地域での創意ある実践に努めることを呼びかけています。

一人ひとりが輝く地域社会づくりを進める上で、生活をはじめ困難を抱える人々の問題を積極的に取り上げてゆく必要があります。

本部では、「要求の事業化」と「組織活動の前進」を結びつける取り組みを全国化するために、高齢者介護や障害者福祉、独居者（おひとりさま）、青年の就業問題に取り組み愛知、高齢者介護事業

を拡大している岡山、街づくりや高齢者事業、中小業者支援に取り組み兵庫などの経験に学ぶ集いを重ねて来ました。住民の様々な要求に係わり、教育などの「事業化」や要求実現を組織拡大につなげる方途なども交流してきました。生活や税金、福祉の相談活動を通じた結びつきから組織を維持・拡大している組織もあります。

地域社会の生活困難層に働きかけ、諸要求実現と組織化のために、本部の学習交流を工夫すると共に、社保協などの「相談活動ハンドブック」や「要求アンケート」の活用、たすけあい共済、NPOや事業協同組合など多様な実現形態の追求を図ります。

## 3. 「基本方向」の観点と指標の焦点

部落問題は基本的に社会問題として解決されたとしても、運動の足場としてきた地域社会に部落問題が生じたり、部落排外主義の運動の影響で行政や教育に問題が生じる事もあります。「21世紀をめざす部落解放の基本方向」（1987年3月7日第16回全解連大会決定、綱領的文書）は、部落問題にたいする非科学的認識や偏見にもとづく忌避や排除など

の言動がその地域社会で受け入れられない状況、を解決された状態の一つの指標として提起しました。

昨年6月、法務省の「部落差別解消法」にもとづく調査結果でも、解決に向けて大きく前進している状況が図表で表されています。しかし「心理面」の意識が「差別事案につながっている可能性がある」と大雑把なまとめで、現行の教育啓発体制を肯定しました。

一方、法務省はインターネット上の「部落」などに係わる表現行為について、識別情報の摘示は「深刻」との認識を示しました。

人権連は部落問題解決と係わって、憲法の言論表現の自由を擁護する立場から、「基本方向」を通じて国民間の対話、民主主義の尊重を堅持し対応してきました。

「部落差別はヘイトスピーチ問題とは異なり、公然と差別的言辞や行動をおこす状況がありません。そうした行為が時として発生しても、それらの言動を許さない社会的合意が強く存在しています。

また、インターネットなどでの匿名による陰湿な行為も起きたりしますが、それらも公然と支持が得られる状況にはあ

りません」(第12回地域人権問題全国研究集会、2016年11月埼玉)と指摘してきました。

部落という「識別情報」が差別の理由にならない状態を作り出してきた社会の前進に確信を持って対応すべきです。

今日のネット状況を見ても同様の認識で対応します。

現実社会及びネット上でも「部落」に関する言論表現行為について、「部落問題にたいする非科学的認識や偏見にもとづく忌避や排除などの言動がその地域社会で受け入れられない状況」を積極的につくりだす言論表現活動を進めることが基本です。

つまり、投稿内容について、「落書き」的内容は無視し、投稿に侮蔑排斥など人権上問題があるならば批判意見を書

#### IV 運動課題に見合う組織へと前進し、 人権連20周年を迎えよう

##### 1. 組織財政の実態

本部常任幹事会は2018年6月の第8回全国大会に、県段階での組織・運動の現状を、①大会・総会の定期的開催、

き込むこと、問題がある投稿を大勢の人が検索するような記事にはしないことをマスコミにも徹底する、刑法民法に抵触する内容ならその旨コメントし公的機関に通報することが大事です。人権連として、このことを対応の方針として提起します。権力的規制一辺倒ではなく、議論を通じて国民合意の形成で「受け入れない」状態を作り出してゆくものです。

行政がモニタリングと称して「部落」情報を排除することは、国民の言論表現の自由を侵害し、国民の間での議論まで排除しかねず、民主主義の前進には役立ちません

ネットの問題改善のため、地域の実状に応じて人権と民主主義、住民自治の拡充、不公正な行政や教育を糺す運動に取り組み現状を変えることが課題です。

②県段階及び市町村段階での交渉の実施、③都府県版新聞やNEWS発行の有無、④本部会議や諸行事への参加状況、⑤財政納金・未納の状況、⑥事務所・人員配置等有無などについて、その実態を

分析しました。その結果、①財政や実務者の確保が困難になり活動停止や、県・支部指導部に体調不良・事故等があれば解散状態に追い込まれる状況がみられること、②全国的に多くの所で世代継承は進んでおらず、組織・運動は縮小傾向を示していると報告しました。県段階から本部指導部への若手等の登用が困難であり、幹部の減少・固定化・高齢化という実態を招いていること、実態改善が急務であることをあらためて共通認識にしたものです。

財政に係わっても、年次の計画の必要性、本部機能を維持するための課題も提起しました。

## 2. 運動課題に見合う組織へと 抜本改革が急務

幹部役員は、①諸行事を運営し、県段階の指導援助を担えるだけの15名前後の幹部・指導集団の維持と確保、②経験豊かな幹部と創造的な意見を言える若手、男女の公平比率などを柱に組み立てる。③地域を基礎に社会運動を進めてきた理論や政策、実践の世代継承がはかれる布陣を長期の視野で目的意識的に追求する。との方針をたてました。

## 3. 規約前文及び「権利憲章」の 実現へ

全国人権連規約前文は、「地域社会で人権と民主主義、住民自治の確立をはかる多様な住民運動を包含する恒常的な全国組織である」と規定し、地域社会での多様な運動とその組織への反映を求めています。多様な分野・領域の運動が役割分担をしながら課題を成し遂げてゆく協同性の組織へと前進させる必要が、中央地方組織にあります。

地域社会が暮らしづらく困難を抱え、さらに同和優遇の不正な行政や同和問題を特別に重視する教育などに市民的批判が高まっているところで、人権連に対する期待が大きくなっています。これらの課題を克服するには、会員や地域に根を張った支部活動が大きな力になります。地域社会の困難を解決し住民要求を実現しようとすれば、人権連の組織拡大・強化がどうしても必要です。

また、財政の基本、運動の基本である会費の大切さを話し合い、活動に必要な財政を相談活動や事業活動で生み出している地域組織の教訓に学び、定期的に会費や機関紙誌代を集めるなど会員読者と

の関係を改善します。

本部は財政収支のバランスが崩れ困難を抱える県組織に対し、実状把握や返済計画を立てる援助を行うとともに、未収をつくらない体制づくりのためブロックごとの運動交流も提起してきました。

また、「同和」団体であることを根拠にした優遇措置は同和特権であり、同和行政終結の課題に位置づけて制度の廃止、受給の返上を提起しています。市民に開かれた学習研修費補助の制度化や内容の充実を運動化しているところもあります。あらためて自力の地域人権運動の構築前進を呼びかけます。

なお、本部諸会議の持ち方も、財政軽減とも係わってネットの活用を工夫します。

## 4. 人権連20周年を組織的前進で 迎えるために

### (1) 組織拡大のために

この間組織建設が進んだところは機関会議の定例化で、①運動の世代継承、②条例制定反対運動の衣替え、③解同の横暴な地域支配の打破、④地域福祉の取り組みへの参加などを契機に支部が組織されていきます。



「地域権利憲章」を柱に、政府への要求項目を参考に、各地の具体的な要求も掲げて世論形成と実現運動の展開や集団・個人のネットを活用した情報発信強化とネットワークづくり、人権連運動の理論政策の学習実践を通じた承継を進めます。

(2) 機関紙・誌活動の充実をめざして

『地域と人権』紙は、組織と会員を結ぶ大切な絆であり、人権連運動を推進する力です。また『地域と人権』誌は運動を進める理論政策の力となります。今後「見る部分の重視」、運動前進の確かな記事を増やすことで「伝わる」読みやすい紙面、読者の声や支部段階の地域づくりへの貢献にむけ、編集体制の充実とも関わって改善をはかります。

都府県発行の機関紙・ニュースは、地の情勢や運動、身近な課題を知らせ、運動を牽引する力になっています。また、会員同士の交流の場としても大切な役割をはたしています。本部は全国大会時に県段階の機関紙を紹介するコーナーを設け、互いに切磋琢磨し、よりよい機関紙づくりができるようにしています。『地域と人権』紙誌を全会員が購読するとともに、あらゆる階層（行政や教育

関係者、議員、宗教関係者など）、地域社会住民への普及を意識的にとりくみましょう。そのための必要な手立てを講じます。

(3) 情報の相互発信の強化

本部はインターネットにブログやフェイスブックも開設するなどして情報の相互発信を進めています。引き続き、運動や学習の推進に役立つ内容の掲載、迅速な更新をめざします。県段階などネットワーク化や開設支援をすすめます。

(4) ネットに対応した全国研究集会の検討

全国研究集会は、憲法が活きる地域人権の創造にむけて、地域社会の今日的課題を明らかにし、人権と民主主義、住民自治の確立をめざす住民運動の到達点と課題、住民の要求と事業化を含む運動の前進、行政や教育の民主的あり方を忌憚なく議論できる集会として成果をあげてきました。

いま、「地方消滅」論が少子高齢化のもとで根強い広がりを見せ、都市への人口集中、人口大幅減少による「地方自治」崩壊、コンパクトシティーや学校統廃合の強行などが進行し、暮らしやすい地域社会はどうしたら実現できるのか。

その上、改憲の動きも強まるなど、日本の将来が危惧されている現状です。

また、部落問題解決の到達点をふまえ、「部落差別解消法」成立に伴う地方自治体での「部落差別条例」の市民分断を阻止し、部落問題解決とは何かを議論するうえで交流集会は必要な会合です。

コロナ禍のもと、社会的にはインターネットを使ったオンラインによる学習や交流も、様々な工夫が積み重ねられてきています。

2022年度の有り様については、全国集会の対面討論の重要性をふまえ集会継続を図りつつも、大規模集会の財政面からの見直しも迫られており、ネット活用の積極面を参考に、同時配信、録画配信等も検討課題とします。

## 特別決議

# 自公政権を退場させ、憲法を暮らしに活かす政治を

2020年9月16日の臨時国会で菅政権が発足しました。

菅政権は、めざす社会の姿として「自助、共助、公助」を掲げて、自己責任を強く打ち出しました。規制改革と行政改革でさらに公共サービスを切り刻み、中小企業や農林漁業の淘汰などで地域経済を苦境に追いこんでいます。

また、森・加計・桜疑惑などの究明に背を向け、隙あらば9条改憲をねらう姿勢も露骨です。日本学術会議の会員人事について、推薦候補のうち6名の任命を拒否したことは、憲法が保障する学問の自由を脅かす重大事態です。安倍政権が進めた新自由主義と権力的な政治運営を受け継ぎ、定着を図ろうとしている菅政権の極めて危険な本質がこの間、明らかになりました。

いま菅政権の金権にまみれた政治の私物化、国民のいのちとくらしを直撃する無為無策なコロナ対策、新自由主義をおしすすめてきた自公政治の矛盾が噴出

し、国民の怒りの声がひろがっています。

こうした国民世論と運動が9月3日、菅政権を退陣においこみました。

全国人権連は、憲法擁護と憲法を暮らしに活かす立場から、国民各層との連帯、民主主義実現の諸運動を進めてきました。なかでも、平和・民主・革新の日本をめざす全国の会（全国革新懇）の賛同団体となり、「3つの共同目標（①経済の国民本位への転換、②憲法をいかした自由、人権、民主主義の発展、③日米安保条約の廃棄）」で一致する要求課題での共同、社会の進歩のために力をつくしてきました。

くらしと経済がかつてない困難に直面し、アメリカへの従属と大企業の利益を優先する政治と社会の仕組みをより強固にしてきた新自由主義の行き詰まりが明らかにならな今、「3つの共同目標」を正面に掲げ、いのちとくらしを守る共同のとりくみで、革新懇運動の前進、市民と野党

の共闘とかかわり、全国人権連が果たすべき役割はより大きくなっています。

来る総選挙では、「市民連合」と野党4党の「政策合意」実現のために、野党共闘勢力が多数を占め、自公に代わる政権を実現するために全力をあげます。

以上決議する。

2021年9月30日 全国地域人権運動総連合第9回定期大会

## 主な活動の日記

2018年

- 6月22日 第12回常任幹事会（別府）、大分県庁・大分市へ申し入れ
- 23～24日 第8回全国大会（別府）
- 7月7～8日 山口県連大会
- 8日 「2018年7月豪雨」33府県に被害が及び20人が亡くなる。全国に支援を訴える
- 16日 福岡県連大会
- 22日 兵庫県連大会、しまね県連大会
- 31日 第8期第1回事務局会議（岡山）
- 8月18日 三重県連伊賀支部結成総会（丹波代表委員記念講演）
- 9月1日 地方6団体へ要請文送付（附帯決議の遵守要請）
- 13日 第8期第1回常任幹事会（御茶の水）
- 14～15日 第14回東京全研（全電通労働会館他）
- 10月6～7日 第14回地方自治研究全国集会（高知）
- 12日 全水創立100周年第1回準備会議（京都）フリートーク
- 14日 大分県連大会と講演会（中島代表委員記念講演）
- 11月15日 第2回常任幹事会（御茶の水）
- 11月15日 人権・部落（同和）問題セミナー、第1回幹事会
- 16日 たすけあい共済会総会
- 12月14日 政府6省と交渉・申し入れ（12月15日号新聞掲載）
- 12月14日 法務省交渉

2019年

- 21日 全水創立100周年第2回準備会議（京都）
- 「全国水平社創立100周年記念事業実行委員会準備会」（全水100周年準備会）の設立を確認。代表・丹波正史・尾川昌法。
- 1月19日 中四国ブロック連絡協議会拡大幹事会（岡山）
- 30日 第15回地域人権問題全国研究集会 第1回実行委員会
- 2月9～10日 九州沖縄ブロック協議会―交流学習会（大分県日田市）
- 3月15日 全水創立100周年第3回準備会議（京都）
- 記念事業実行委員会共同アピール文のためのたき台検討
- 18日 東日本各都県連代表者会議（熊谷）
- 26日 第3回常任幹事会（京都）
- 31日 神奈川県連大会
- 4月7日 統一地方選前半投票（21日統一地方選後半投票開票）
- 24日 第15回地域人権問題全国研究集会第2回実行委員会
- 25日 会計監査（前橋）
- 5月1日 メーカー、即位の日（令和）
- 5日 朝日新聞連載記事―批判意見投稿
- （通わぬ言葉：3）「部落情報」、差別の種ネットに岡山県連総会
- 12日 岡山県連総会
- 22日 維新参院選候補・長谷川豊が「プロ、犯罪の」と部落差別発言に抗議

29日	神権連「県・33市町村行政懇談会」(厚木)		
6月7日	第4回常任幹事会、第2回幹事会(名古屋)		
9日	東京都連大会(台東)		
19日	民権連大会(大阪)		
23日	福岡県連大会(粕屋)	10月17日	第5回常任幹事会(姫路)
7月6日	山口県連大会(代表委員制導入)	18日	第15回全国研究集会(姫路)
18日	山口県就職連絡会、労働局交渉	24日	第30回山口県地域人権問題フォーラム(周南)
21日	参議院選投開票(談話発表)	28日	岡山県交渉
8月4日	「表現の不自由展」声明(愛知、福岡他)	29日	愛知県交渉
5日	全水100周年準備会議(京都)	11月7日	「部落問題終結をめざす県民集会」(人権連三重県連主催)
7日	神権連「人権問題講演会」(秦野)	8日	東京都と東京人権連「同和問題に関する連絡協議会」
22日	福岡県交渉	14日	人権と部落(同和)問題セミナー、政府交渉打ち合わせ、たすけあい共済会総会(都内)
9月8日	人権問題公開講座「人権連北九州市協等実行委」	15日	政府各省と交渉、申し入れ
15日	新聞「地域と人権」12000号記念特集	23日	第41回福岡県人権問題研究集会(粕屋)
18日	愛知県民講座(名古屋)	25日	和歌山県交渉
21日	「地域人権憲章」学習会(京都人権連と京都市	30日	婦団連総会(都内)
26日	部落問題学習連絡協議会による実行委員会	12月1日	全国自治研集会現地と打ち合わせ会議(盛岡)
10月5日	茨城県連「人権と同和問題学習会」(結城)	12月9日	全水100周年準備会議(京都)
7日	全水100周年準備会議(京都)	12日	第1回全国人権連代表委員会
12日	台風19号12都県75人死亡16人不明(10/15日現在)災害救助法適用13都県315自治体。堤防決壊7県52河川73か所、氾濫など16都県延べ231河川、住宅被害16000棟、停電10都県3・3万戸、断水12都県12・8万戸、支援を呼びかけ災害対策連を通じて被災地へ募金。	2020年	第6回常任幹事会、第3回幹事会(京都)
13日	香川県連再建大会(高松市前田東町中川文化セ	1月27日	神奈川県交渉
		28日	茨城県交渉
		2月1日	第16回地域人権問題全国研究集会第3回拡大実行委員会(岡山)



25日	「横浜市緑区における人権啓発講演会の講師取り消し」に関わる常任幹事会声明を発表	29日	愛知県連「goo住宅・不動産」webサイト問題で話し合い
3月17日	第8期第7回常任幹事会（京都）	11月4日	和歌山県連、コロナ問題で県と懇談
19日	岡山就職連「新型コロナウイルスによる新卒者就職内定取り消し問題」に関する要請書を県及び労働局に提出懇談	21日	第42回福岡県人権問題研究会
26日	山口就職連第13回総会	26日	茨城県連「人権と同一問題」学習会
4月7日	政府は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い緊急事態宣言を1都6府県に発令	12月11日	愛知県連「県民講座」
26日	岡山県連総会	22日	NHKEテレ「バリバラ」2月12月「部落特集」に抗議
28日	「岡山全研次年度に延期」を通知	2021年	
5月20日	「年内会議の中止・大会の延期、財政軽減措置」を通知	1月20日	「岡山全研2021年度開催中止」を通知
6月21日	兵庫県連東播地区多可支部結成総会	2月8日	政府各省に文書要請
7月1日	法務省「部落差別解消法」6条調査結果を公表	3月13日	九州沖縄ブロック協議会交流学習集会（別府）
11日	山口県連大会	4月14日	「財政軽減措置について」通知
23日	福岡県連大会	24日	岡山県連総会
26日	東京都連大会、兵庫県連総会	29日	全水創立100周年記念事業準備会（第17回）
8月1日	群馬県連大会	5月15日	茨城県連大会
23日	埼玉県連拡大幹事会	30日	東京都連大会
9月26日	三重県連大会	31日	第8期第8回常任幹事会（書面議決）
10月7日	熊本県球磨川流域豪雨災害義援金を県に届ける	6月20日	第8期第4回幹事会（大会のあり方など書面議決）
18日	大分県連主催「人権問題を考える講演会」	30日	全水創立100周年記念事業第3回実行委員会（京都）
19日	福岡県交渉、山口県交渉	7月28日	第8期第9回常任幹事会（大会招集など書面議決）
28日	岡山県交渉	31日	群馬県連大会

## 会員の皆さんへ、運動の諸課題について（2020年7月1日）

### 全国地域人権運動総連合常任幹事会

(1) 全国人権連は、6月27～28日に開催を予定していた第9回全国大会（名古屋）について、新型コロナウイルスの感染が日本国内でも拡大し、政府が全国を対象に緊急事態宣言を発動して大規模な集会や県境を越えた移動の制限をしたことで、中止という選択をしました（なお全国大会は2021年度中に開催の予定です）。コロナの累計感染者180000人、死者960人を超え、いまま新規感染者がつづいているなか、第8回大会（2018年6月23～24日別府開催）決定方針をふまえ情勢に見合った運動の展開を呼びかけるものです。

(2) 国民のいのちと健康、くらし、生活を根底から脅かすコロナ禍が、これまでの日本の政治、経済、社会のあり方、また安倍政治と新自由主義を鋭く告発し、国民的な「こんな社会でいいのか」の声がひろがっています。

いま何よりも急がれるのは、長期に渡るであろうコロナウイルス感染から国民のいのちと健康をまもるため、ウイルス検査と医療体制の拡充、基本的医療業務の維持を最優先の課題として取り組みを強めるとともに、くらしと生業、教育の危機を克服するための政府や自治体の積極的な支援策を求めることに全力をあげることです。

各地で生活相談活動、給付申請支援、政府や自治体への要請行動を展開していますが、これらの運動を、利益の追求を最優先する市場原理主義を大前提とする新自由主義の政治転換を展望しながら進めることが、新しい政治を求める市民・野党との共闘をさらに大きくしていくものとなります。憲法実現のうえからも積極的に取り組んでいきます。

(3) 全国人権連第8回大会は、①「地域人権憲章」の学習と実践 ②同和行

政・同和教育の廃止へ全力をあげる ③憲法改悪をやめさせ、平和と民主主義を守る ④人権が大切にされる地域へ、要求実現の前進をはかる、ことを運動の大きな柱としました。

この間、「部落差別解消法」の自治体での条例化問題では、自治体要請行動、広範な市民との学習などを進め、市民分断の狙いを明らかにし条例制定の広がりを阻止してきました。特に一部の「市民意識調査」が、部落問題解決の到達点を無視した「人権啓発」の単なる効果測定の意味でしかなくなっているにも関わらず、市民の差別意識の現状とされ、また部落差別は結婚問題をはじめ厳しく存在しているとの誤った現状認識を前提にした設問項目自体が新たな差別を生みかねないことから、政府や各地の行政に対する解決の到達点を正しく伝え、「啓発内容」や「調査項目」の見直しを要請してきました。

このほど法務省は「部落差別の実態に係る調査結果」を公表しました。今後の相談、教育啓発に資することが目的で、全体的に国民の人権認識は前進しており、部落問題の実社会やインターネット上の現状も、一部の「桁違いの数の差別

事件」との言論を払拭する結果でした。今回の報告に対し省の分析に問題がありますので、後日、見解をまとめます。

大会では、地域人権の運動課題を担う、組織と人材の確保と養成も提起しています。コロナ禍で学びの貧困、脆弱な労働環境を目的にした若い世代に着目し、創意ある取り組みを呼びかけます。

(4) 国際社会に目を転じれば、コロナの感染者912万、死者48万人と拡大が続いていますが、一方では気候変動、核廃絶、人種問題などで老若男女が積極的

な行動を起こしています。

このような事態に直面し、これまでとは異なる「コロナ・パンデミック後の世界」への言及がおこなわれています。これらの背景には、自己責任と市場任せでは、コロナウイルス感染の拡大もその経済的な影響をくい止めることができないこと、医療をはじめとする公務公共サービスを切り刻んできた市場原理主義が貧困に追いやられた市民の命を危険にさらしていることへの危機感の共有があります。国民国家の役割を再確認し、グローバル企業中心、経済的利益最優先の政策

からの転機となる可能性を内在した動きです。

(5) 国内外で人権と民主主義を壊し、嘘と偽りの政権に対する批判が高まっています。

国内では都知事選が目前にあり、年内の解散総選挙論も出ています。立憲主義の擁護など市民と野党の一致した政策の実現を具体化してゆきます。

年明けには全国会議や政府要請行動なども行う予定で準備を進め、1年延期した岡山全研の持ち方についても現地のみなさんと協議を進めてゆきます。

資料2

## 地域を舞台にどこでも人権連運動を 発展させるために(第8回全国大会方針より)

### 1. 全国人権連が全国の会員・住民と連帯して取り組む基本要

(1) 高齢者の介護抑制と医療費削減に反対します。同時に社会保障のためを口実にした消費税の引き上げに反対するとともに、所得再配分のあり方を提起し格

差を縮小し貧困層を縮小根絶するために取り組めます。また難病支援も強めます。

(2) 若者や女性の2人に1人が非正規雇用の貧困で不安定な生活を余儀なくされています。正規雇用率を高め雇用の安

定をはかること、さらに行政機関が障害者の法定雇用率を厳守することをめざし、全国の労働局、行政などに申し入れ行動を展開します。雇用保険や職業訓練制度を大幅に見直し、技能が身につく、生活不安がない、再就職支援の強化をはかります。福祉従事者の待遇改善、育成は待たなしの課題です。就労に係わり農業問題はTPP問題、政策的支援欠如など深刻です。消費税廃止・消費増税に反対するとともに、個人情報・国家管理・漏洩など多くの問題があるマイナンバー制度の廃止を求めます。

(3) 高等教育での学費の高騰により、家庭の経済状況で進路が選択できない現状を打開するために、授業料無償化、高校、大学の奨学金制度の無利子化制度の拡充、また通学など勉学に係わる条件整備のため給付制度の創設などの政策をまとめ、全国的な運動を作り出します。

(4) 生活保護にかかわって、扶養義務の強化や申請を行わせないようにする「水際作戦」、「自立」の強制など受給している人に辞退届けを強要する「硫黄島作戦」が強められています。各県に対して「カウンターに申請用紙を」の運動を行うとともに、各自治体に対して受給辞退の強要はしないこと、生存に値する給付額、「貧困ビジネス」の根絶を申し入れます。

(5) 公共交通機関が弱者にも利用しやすいものとするために、過疎地への巡回バスなどの実現で交通権の確立をめざします。また、車椅子でも乗れる低床バスの導入や、駅のプラットフォームでの安全を確保する施設を設置するために、行政、各地のバス協会、JR管理局などに申し入れます。

(6) 高齢者になって誰もが憲法25条に保障された生活が送れるように月10万円

の最低保障年金制度の実現をめざします。また、介護保険要介護者にかかわって、税にかかわる障害者控除が適用されるよう、各自治体に申し入れ活動を行います。介護保険の保険料、利用料の軽減措置の充実を求めます。また、高齢化がすすむなかで特に公営住宅に住む高齢者の生活が脅かされています。空き家対策などを活用し、高齢者が住みやすい体制と施設の設定などを具体的に提起していきます。特養待機者解消のために国や自治体の建設補助や運営費の増額を求めます。

(7) 国の隔離政策のもとで療養所生活を余儀なくされてきた、ハンセン病元患者がふるさとで生活できる政策を充実させるとともに、在園生活保障を勝ち取るために、ハンセン病問題基本法の具体化を求めます。

(8) 中国残留孤児に対する新たな支援策がすべての対象者に徹底されるとともに、地域で受け入れられ生活できるように、行政へ求めていきます。また原爆被爆者の認定全面改定などを支援してゆきます。

(9) アイヌの人々の民族的権利の保障と伝統文化の継承・発展を促し、先住民

が強制的な同化政策や強制移住の対象となつてはならないと規定した「先住民の権利に関する国連宣言」や「先住民民族」と認めた2008年6月6日の国会決議をいかし、アイヌ民族の尊厳を保障する施策を求めます。

(10) 序列と競争を拡大させる全国一斉学力テストの廃止、公立保育園の民営化や幼保一元化に反対、保育園の増設、保育料の引き下げ・減免の拡充、保育の質の維持・向上など、子どもの権利を守り発展させるとりくみを展開します。

(11) 差別による住民間の分離、分断を許さず、差別の垣根を乗り越え、市民的連帯を培い、21世紀にふさわしい地域社会の実現をめざします。憲法規定空洞化の「人権」の名による「解同」などの恫喝や暴力を許さず、平和で安全な地域づくりをめざします。住民を教化の対象に位置づけ、官製「人権」や排外主義的「差別」論の押しつけと国民の内心に踏み込む行政主導の「人権啓発・教育」の誤りを正し、「人権論」を深め、多様な学習機会の創設・援助、地域での人権学習を前進させます。人種や民族に対する憎悪を街頭やインターネットで拡散する「ヘイトスピーチ」等の社会的排除の取



り組みを強め、人種概念に部落問題を押し込む動向を排除し、ネット上の地名人名の問題検討、言論表現抑圧につながる「差別の法規制」に反対します。また過去の歴史的事実を歪め偽情報を意図的に流す様々な策動に機敏に対処します。

(12)「解同」による「確認・糾弾」の一掃、不要な行政施策・偏向教育の是正、公的施設の管理運営の適正化、公的サービスの放棄につながる指定管理者制度の導入や一部の特権的管理に反対します。人権侵害につながる「同和地区」実態調査や教育調査の中止、戸籍や住民基本台帳など個人情報への不正取得を許さず、遺言書作成、保全処分、訴訟、強制執行等国民の正当な権利行使に支障を及ぼすおそれのある「戸籍謄本等取得に関する本人通知制度」に反対し、総合的個人情報保護の制度化に努めます。肥大化し誤った部落問題の教科書記述を正す、旧態依然たる告発記事を掲載する「マスコミ」問題への機敏な対応、宗教界自立への情報提供、えせ同和排除などの問題解決に取り組めます。部落問題解決を阻害する「解同」の言動に機敏に対処し、「部落差別解消法」の実効化阻止と自治体での部落差別解消などの「条例」に反

対します。

(13)「働き方改革」に反対します。正規の女性労働者は、能力主義・成果主義が導入された職場で、男性なみの長時間過密労働をしながら、賃金は男性の6割、女性管理職の比率はわずか1割で、2013年ジェンダー格差指数は136カ国中105位で前年101位から下がっています。セクシャルハラスメントの告発もあとも絶たず、ジェンダー平等実現に取り組めます。国連も度々指摘する夫婦の選択的別姓導入や児童生徒を含む性同一性障害 (Gender Identity Disorder, GID) に係わり問題の改善を求めます。

(14) 2014年1月、日本政府は障害者権利条約を批准しました。国連の条約締結に向けた国内法整備の一環として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」) が全会一致で成立し2016年4月1日から施行されました。「差別」の定義が明確でないなど不十分さはありますが、障害者差別をなくす目的の法律が施行されたのは、重要な一歩です。施行を踏まえ障害者施策の拡充を進めることが必要です。また、65歳を境に障害者

総合支援法に基づく無償の訪問介護を打ち切られ、介護保険の利用を違法に強要する自治体の問題では、全国的に裁判闘争を支援するため関係諸団体と連携します。

(15) 選挙戦や政治的課題に係わる態度では、会員の政党支持の自由を保障しつつ、民主主義の実現を掲げる団体として諸要求実現を進めるうえで、政治課題の学習に取り組み、歴史的前進を示している市民と野党の共闘構築に積極的に関わってゆきます。

## 2. 支部が創意工夫して取り組む課題

(1) 部落問題解決の逆流を許さない  
旧同和地域などを要件とする特別な事業や人権侵害でしかない「部落差別糾弾」を一掃するとともに、実態から遊離し弊害のある「人権・同和」教育・啓発、実態・意識調査の廃止、「部落民宣言」の強要や部落問題優先の教育をやめさせる、同和団体補助金制度の廃止、公営住宅の改修・適正管理などに取り組めます。

(2) 生活相談活動を中心に生活擁護をはかる  
生活や福祉、介護の相談会や税相談

会、教育相談会など専門家と共同して実施し、生活を支え合うつながりを強めます。

(3) 地域の生活の現状と要求を把握する

住民の要求と願いに密着した運動が、住民の支持と共感を生み出します。自治会の人たちとの地域の現状を語る懇談会や、住民の要求アンケート活動、地域実態調査を行います。

(4) 地域的な政策、住民要求、事業活動の提起

地域の現状は様々で日常生活上の地域的課題はゴミや環境問題をはじめいくつもあり、また多様なものがあります。解決に向けての政策作り、住民要求のため、要求実現へのとりくみを進めるために、「地域人権憲章」の学習を進め、事業活動の提起も進めます。また組織活動を活性化する上で、気軽に立ち寄り活動の相談などができる組織のたまり場は重要です。幅広い住民を対象に地域支援センターを設置して活動の輪を広げること、今後の活動として重要です。これらの活動の積み重ねは事業活動も展望した地域の拠点作りに結びつきます。

(5) 地域の自治を確立する

地域を住民自身の運営で住んでいてよかったといえるものにしていくうえで、町内会、自治会活動のありようは重要です。組織の民主的運営の蓄積をもつ私たちがその一員として積極的に参画することは、自治会などの民主的発展に影響を与え、同時に人権連組織への身近な理解者を増やすこと、住民の諸要求の把握にもつながります。また、地域住民の要求に基づく諸活動を私たちの組織が主体となつて取り組んだり、他団体と協同し援助したりするなかで、住民の連帯を図ってゆきます。

(6) ひとり暮らしや高齢独居者など困難を抱えた人々への生活支援

地域社会全体は超高齢社会にむかっています。高齢世帯では日常生活上さまざまな困難があります。家庭生活や営農など仕事の問題、家庭から地域社会に出て行く課題、医療、福祉など生活支援が必要な方々が多数存在します。これらの現状を踏まえ高齢者などへの集団的支援活動を展開することが運動として重要です。そして、住民を一人ぼっちにさせないとりくみを通じて温かい連帯感が醸し出される地域社会をめざします。特に高齢者比率が高い地域では、高齢者を支え

る若者が少ない状態が顕著です。福祉や産業などによる「まちおこし」のとりくみと連動して高齢者や若者が住み続けられる地域づくりで合意形成をめざします。

(7) 子育て・教育問題のとりくみ

地域の将来を考えるうえで子育て・教育問題でのとりくみは重要です。特に少子化、核家族化している今日、子どもの集団的営みを地域社会で作出すこと、保護者の子育てに対する悩みなどを解決する場の設定などが必要です。就学援助制度の拡大や給付制奨学金の充実、虐待問題、不登校・いじめ・ひきこもり・発達障害の問題、確かな学力を身につける問題など、専門家とのネットワークづくりも進め、相談会などを開催します。貧困問題とも関わる「こども食堂」など地域交流拠点作りにも取り組みます。

(8) 文化・スポーツ活動

住民の要求に応えた地域での文化祭、スポーツ交流会、健康祭り、朝市などに取り組みます。また、趣味や生きがいに結びつくサークル活動も重視します。

(9) 地域から憲法まもる共同のとりくみ

人権の土台となる憲法をまもり暮らし

にかすとりくみを、「9条の会」をはじめ地域の諸団体との共同で進めます。

(10) 自治体への提起と要求実現  
地域でまとめた要求を整理し、要求実

資料3

## 政府交渉関係 (文書要請と文書回答を求める。新聞3月15日号掲載)

2020年度は第3波コロナ感染拡大のもと、関係省庁に文書による要請と回答を求めました。部落問題の定義や自治体行政とも関わりの深い法務省と外務省はともに回答は口頭でした。

外務省は、これまで一貫して「人種差別」の概念に「部落民」を含まず、4条留保を見直すことはないと回答してきました。今年度もこの立場を貫いています。これは「解同」等が、人種差別撤廃条約を根拠に「差別規制法」を組み立てているもとで、重要な点です。外務省のホームページで人種差別撤廃条約の一回一答をQ&Aで載せていますが、「回答」はこの一文がもとです。

「外務省回答」では、人種差別撤廃委員会の総括所見においては、いわゆる部

現にむけて提起を行い、交渉(話し合い)を行います。その際、行政側に問題点を具体的に整理して示し、その解決にむけた政策もともにつくりだす作業を行うこ

とが重要です。行政と合意を得ることが困難な内容については、粘り強く幅広い住民などによびかけ、世論の構築とともに解決をはかっていきます。

落民に対する差別というのを偏見に基づく差別であると認識すべきであるというふうに勧告に含まれております。しかしながら、わが国としては人種差別撤廃条約第1条1に規定されている、偏見というものは、過去の世代における人種、もしくは皮膚の色、または過去の世代における民族的、もしくは種族的出身に着目した概念を表すもので、社会的出身に着目した概念を表すものとは解さず、従いまして、いわゆる同和問題は人種差別撤廃に規定する偏見にもとづく差別ではないとの立場です。こういったわが国の立場については引き続き、国連を含めたさまざまな場面で適切に説明を行ってまいりたいと考えております、と。

一方、法務省にも問いただしていま

す。2019年12月27日付けの通知(法務省権調第123号法務省人権擁護局調査救済課長依命通知「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について」)には、「部落差別の歴史の本質」との記述があり、これについて説明を求めました。

「法務省回答」では、部落差別は差別を行うこと自体を目的として、政策的、人為的に創出された、あつてはならない属性にもとづく差別であるというふうに考えております、と、昨年度の回答に変更はありませんでした。啓発パンフ等では同和对策審議会答申から「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的發展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別」と規定してきたもので、歴史的に解明するならば「身分」に触れずに説明できないと考えます。

次に法務省が2020年6月に公表した「部落差別の解消の推進に関する法律第6条に基づく調査結果」及び「概要」

の評価等と関わって質しました。省は「部落差別の実態」として、発生しているのは主に①特定の者を対象とする表現行為、②特定の者を対象としない表現行為（識別情報の暗示を含む）、③結婚・交際、↓①②についてはインターネット上のもが増加傾向。正しい理解が進む一方で、心理面における偏見、差別意識は依然として残る。インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には差別的な動機がうかがわれる。とまとめています。

人権連は、次の要請をしました。総じて人権侵犯処理件数など実社会の問題は減じていることが省のまともでも明らかであり、省がいう「実態」は、ネット空間や「意識」を取り上げて、ネット検索の動機という「意識」が差別行為を生じるかのような捉え方を示すことでしょうか、現在進めている啓発を根拠づけることができないうことを明らかにした。「新しい差別意識」を生んでいる旧同和地区住民・団体優遇措置をやめること、さらに、ごく一部に見られる「差別」を誇張して「古い遅れた差別意識」を告発する従来の啓発・教育をやめて、省「報告書」も指摘する「国民から理解と共感を

得られるもの」へと大転換することが課題と考える。「国民から理解と共感を得られるもの」を省はどう考えているのか示されたい、と。

「法務省回答」では、部落差別の問題に関する啓発を行うにあたっては、正確な情報を伝えるとともに、他の人権課題に関する教育・啓発の必要性、重要性やその地域の実情を考慮し、その頻度や内容が適切なものとなるように意識することが国民から理解と共感を得られることにつながると考えております、と。

人権連は解決の到達点を事実としての行為で示すこと、国民の「気にする意識」は現状ではなく「教育・啓発」の反映であるとして、基本的人権の拡大に「教育・啓発」の内容を抜本的に見直すことをかねてより要求してきたところでは、

市民の民主的連帯を阻害する「人権条例」や市民のネット上の言論を抑圧規制する「モニタリング」などは害でしかありません。



資料4

「地域人権憲章」(2012年11月18日第5回全国大会で採択)

はじめに

さまざまな階層や分野の人々によって構成されている地域社会には、安心・安全な住民生活を保障するための共同性と地域性から生み出される、多様な人間的要求が存在する。

私たちは、地域社会を基盤に多様な住民要求の実現と民主的な地域づくり、自由平等の観念が生活に根付くよう民主主義の成熟をめざしてきた。地域社会の問題は日に日に深刻化していることから、地域づくりの新しい羅針盤として「地域人権憲章」を制定し、住民連帯による運動の展開で人権の確立をはかるものである。

地域社会の課題

「新自由主義」にもとづく「構造改革」は、日本社会に弱肉強食の競争原理を持ち込み、貧困と格差を拡大し、住民生活に多大な困難をつくりだしている。

その結果、地域社会においては、教育

や福祉の削減、中小企業の倒産・廃業、貧困世帯の増加、急激な少子高齢化とあいまって、限界集落、孤独死などの問題が起き、地域のコミュニティと自治が衰退している。

くわえて、大震災による深刻な被害は、地域社会の崩壊を招くなど地域再建の長期化・困難をもたらしている。しかも原発事故による放射能問題は、生態系に対しはかりしれない影響を与えており、安心・安全を求めるかつてない国民的運動の高まりを生んでいる。

地域人権確立の方向

社会において誰もが等しく幸福を追求し自由に生きる権利である地域人権の確立をめざす運動は、人権に関する世界の努力の成果と日本国憲法の人権と民主主義、住民自治確立の理念を地域社会で活かし、実現することを目標とする。

私たちは多様な要求をとりあげ、いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい

暮らしができる、つぎのような地域社会をめざす。

①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会

②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会

③参加・協同による住民自治が確立された地域社会

一人ひとりが輝く地域社会を

高度経済成長による農村型社会の変化と憲法擁護運動の発展は、日本社会を大きく前進させた。しかし、「構造改革」路線の行き詰まりは、貧困と格差の拡大・固定と人間の孤立化、地域社会の崩壊をもたらしている。それは一方で、自由で民主的な人間関係を構築する地域共同体として歩み始める可能性と条件を生み出す新たな時代の到来でもある。

人間の尊厳を守るたたかいの輝かしい歴史的教訓と、地域社会に立脚し社会的道理に照らして住民要求を実現してきた伝統を受けつぎ、私たちは住民に依拠し、国際的連帯も視野に、地域人権の運動を発展させる決意である。

ともに手をつなぎ、一人ひとりが輝く地域づくりを前進させよう。

## 「地域人権運動」理解のために

### 1) 権利擁護・復権・創造の運動課題

#### 1. 自由権

① 国家権力等から制約を受けたり強制されずに自由にものを考え行動する自己決定の権利

② 住み慣れた所に住み続ける自由や移転の自由

③ 財産の形成や確保など経済活動の自由

④ 思想・信条、表現の自由

⑤ 当事者の合意に基づく婚姻の自由

#### 2. 幸福に生きる権利

① 自分の目的、理想の実現に向けて努力し成し遂げ、人間らしく生きる自己実現の権利

② 人間らしい生活ができる賃金の確保と働き方をする権利、就労機会が保障され地域で働き続ける権利

③ 人格やプライバシーの権利をはじめ第3世代の権利

④ 平和で安心・安全に暮らせ、人間らし

く幸せを感じられる環境で生活する権利

⑤ 医療、介護、文化、スポーツなどのサービスを受ける権利

⑥ 個人や家庭が自立し、社会や国の保護・援助を受ける権利

⑦ 教育の機会均等が実質的に保障され、教育や文化を受け学習する権利

⑧ 情報公開により行政等の文書情報等を知り、アクセスする権利

⑨ 公共的住民サービスの維持・確保を求め請願する権利

⑩ 主食を含む食料を生産・流通・確保する権利

⑪ 地域経済の循環、活性化を求める権利

⑫ 公共交通などの整備で移動の自由を確保する権利

⑬ 地域に居住するすべての住民が、等しく個人として尊重され認められる権利

⑭ 「社会的文化的に形成された性別」である『ジェンダー平等の実現』のため、社会の制度や慣習・慣行の見直し

を求める権利

### 3. 住民自治権

① ふれあいと助け合いを進める自治・コミュニティを育成する権利

② 災害、犯罪、貧困などから住民生活の安全を保護する権利

③ 自然、歴史、文化に育まれた良好な景観と地域の伝統文化を継承する権利

④ 世代のバランスがとれた地域へと地域づくりへの参加と暮らしの協同をする権利

## 全国地域人権運動総連合 規約

### 前文

全国地域人権運動総連合は、地域社会で人権と民主主義、住民自治の確立をはかる多様な住民運動を包含する恒常的な全国組織である。

様々な階級・階層の人々によって構成されている地域社会には、生活の共同性と地域性にもとづく社会関係から生み出される多様な人間的要求が存在する。

地域社会を基盤とする人権確立の住民運動は、多様な人間的要求を地域社会で権利として実現し花ひらかせるものである。

全国地域人権運動総連合は、日本社会における人権確立運動の積極的なたたかひの伝統を受け継いで、憲法を暮らしに生かし、地域社会と居住者の権利を擁護し創造する運動を展開する。

### 第1条 (名称・所在地)

(1) この会は全国地域人権運動総連合といふ、略称を「全国人権連」、英語名 (NATIONAL CONFEDERATION OF HUMAN RIGHTS MOVEMENTS IN THE COMMUNITY)、国際的呼称は (Zenkokujinkenren) とす。

(2) 事務所を東京都内におく。

### 第2条 (組織)

(1) この会は、この会の規約を承認する都道府県組織 (以下「県組織」) およびこれに準ずる組織によって構成し、都道府県に一つの組織が中央に加盟できる。ただし規約を承認する全国組織及び個人も賛助組織ならびに賛助会員として直接中央に加盟できる。

### 第3条 (目的)

この会の基本的な目的は次の通りである。

(1) 憲法改悪に反対し、諸要求の実現と生活破壊の悪政とたたかひ、教育や福祉の充実を図り、人権と民主主義、住民自治が尊ばれる人間らしい生活ができる地域社会を実現する。

(2) 非営利活動組織 (NPO) をはじめ地域の自主的協同組織などと共同の運動に取り組み、住民相互の助け合いの輪を広げ、住民の民主的連帯をつちかう。

(3) 住民が主人公の地域民主主義の前進と、町内会・自治会の民主化や「地域づくり支援センター」を発展させる。

(4) 差別撤廃・人権確立の歴史的教訓に学び、部落解放運動で培われた民主的伝統を継承し、「解同」問題の社会的克服をはじめ、部落問題解決の逆流を許さず、住民が連帯と平和、安全の内に生活できる地域社会をつくりだす。

(5) 住民を教化の対象にする官製「人権」や排外主義的な「差別」論の押しつけ、内心の自由を踏み込む「人権教育・啓発」をやめさせ、地域での住民運動や自主的学習活動を通じて、憲法が保障する人権の擁護と更なる発展をめざす。

(6) 社会進歩と民主主義の発展を願う国民的な協力・共同に連帯し、住民本位の地域づくりへの政治的保障の確立をはかる。

### 第4条 (事業、活動)

この会は、基本的な目標実現のために次の事業と活動をおこなう。

(1) 国・自治体に対する請願・交渉

(2) 地方組織との連絡、連携

(3) 運動の発展に必要な情報の収集と提供、調査研究、学習交流

(4) 政策集団 (シンクタンク) の組織化と連携による「地域社会における権利憲章」等の政策提言

(5) 機関紙誌およびその他の出版物の発行

(6) 非営利活動組織や民主団体ならびに労働組合との連携

(7) 国連や国内外の人権団体との友好提携

(8) 「たすけあい共済会」の組織化や共通の要求に基づく共同事業

(9) その他、この会の目的達成に必要な活動

### 第5条 (加盟、脱退および権利、義務)

(1) 本会への加盟は、当該組織の加盟議決の証明と別に定める分担金を添えて代表委員に申し込むものとする。加盟は幹事会によって可否を検討し、加盟資格は幹事会で承認され分担金を納めたときに生じ、次期大会に報告する。

(2) この会の規約を承認する組織が同一都道府県内に複数存在する場合、県組織を結成する。

(3) 県組織を結成するに至らない所においてこの会の規約を承認する組織と個人は直接加盟できる。

(4) 本会加盟組織の自主性は尊重され、その地位と権利はすべて規約のもとに平等である。

(5) 県組織およびこれに準ずる組織や賛助組織ならびに賛助会員は、この会の機関決定と社会的民主的道義を尊重し、この会の目的達成のために活動する。

(6) 県組織およびこれに準ずる組織や賛助組織ならびに賛助会員は、この会の機関に対し、提案、質問の権利をもつ。なお、賛助組織ならびに賛助会員は大会にオブザーバーとして出席し、意見を述べる事ができる。

(7) 県組織は定期的に大会を開き、この会の目的を実現するために、具体的な活動方針を決定する。

(8) 加盟組織と賛助会員は、本会の分担金を納入しなければならぬ。なお、一年以上理由なくして分担金を納入しなかったときは、幹事会の議を経て本会を退会したものとし、次期大会で

承認を受ける。

(9) 加盟組織の会員は、この規約のもとに平等であり思想、信条、政党支持、政治活動の自由は保障される。

(10) 本会から脱会する場合は文書で届けなければならぬ。この場合、既に納入した分担金は返却しない。また財産上その他、一切の権利を失うものとする。

#### 第6条（機関）

本会の機関は、大会、幹事会、常任幹事会とする。

#### 第7条（大会）

(1) 大会は、本会の最高決議機関で、2年に1回開催するものとし、幹事会の議決を経て代表委員が招集する。

(2) 幹事会が必要と認めるとき、または、加盟組織の3分の1以上が要求したときは、臨時大会を開催する。大会を招集するときは、加盟組織に対して30日前までに日時、場所、付議事項を通知しなければならない。ただし、臨時大会はそのかぎりではない。

(3) 大会は、代表委員と役員をもって構成し、代表委員と役員も含む2分の1以上の出席によって成立する。付議事項は、特に定めた事項以外は、出席者の過半数をもって決議する。

(4) 代表委員は、県組織およびこれに準じる組織で選出する。代表委員の数および選出基準は、その会員数を勘案して幹事会で決める。

(5) 大会は、次の事項を審議決定する。

- 1 活動報告および運動方針
- 2 決算および予算
- 3 役員を選出
- 4 規約の改廃

(ただし、この事項の議決は、出席者の3分の2以

上の賛成を必要とする)

5 その他必要な事項

#### 第8条（幹事会）

(1) 幹事会は、大会につぐ決議機関で、常任幹事会の議決を経て、代表委員が招集する。

(2) 幹事会は、代表委員、常任幹事、事務局次長、事務局次長、幹事および監査で構成し、委任も含む2分の1以上の出席によって成立し、大会の決定にもとづき会の運営について協議決定する。

#### 第9条（常任幹事会）

(1) 常任幹事会は、代表委員、常任幹事、事務局次長、事務局次長で構成し、大会や幹事会の決定にもとづいて日常的な業務の執行および緊急事項の処理にあたる。

(2) 常任幹事会は、必要に応じて代表委員が招集する。

#### 第10条（役員）

(1) 本会に次の役員をおき、大会で選出する。役員は別表に定める。

- 1 代表委員 若干名
- 2 事務局次長 1名
- 3 事務局次長 若干名
- 4 常任幹事 若干名
- 5 幹事 若干名
- 6 監査 若干名

(2) 本会に顧問を置くことができる。顧問は常任幹事会が推薦し、大会に報告し承認を求めらる。

(3) 役員は次の通りである。

- 1 代表委員は、この会を代表し、業務を分担統括する。

2 事務局次長は、事務局を統括し、日常の業務を処理する。

3 事務局次長は、事務局次長を補佐し、事務局に事故があったときはその任を代行する。

4 常任幹事および幹事は、それぞれ任務を分担し、その任をはたす。

5 監査は、年一回財務を監査し、大会に報告する。また監査の結果について必要な機関に意見を述べることができる。

(4) 役員は任期は大会より次の大会までとし、再任をさまたげない。

(5) 本会職員の任職または業務の委託などについては、常任幹事会の議を経て議長が行う。

#### 第11条（財政）

(1) 本会の会計年度は4月1日から翌々年3月31日までとする。会計処理については別に定める。

(2) 経費は、機関誌購読料を含む会費や加盟組織の分担金および賛助会員の会費、事業収入、寄付金などによってまかなう。

(3) 分担金は、加盟組織の世帯数を勘案し大会で決定する。中央組織や賛助会員の会費分担金は別に定める。

#### 第12条（付則、発効）

(1) この規約に定められていない事項は、常任幹事会が大会決議とこの規約の精神にもとづいて処理することができる。

(2) この規約は、2004年4月4日より発効する。

(3) この規約は、2018年6月23日より発効する。